

令和4年度第8回第10期国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会

日 時：令和4年5月14日（土） 午前10時～正午

場 所：光公民館 大会議室

出席委員：辻、谷垣、村松、工藤、小林、波田、中島、小池、片岡、井原

事務局：坂本、杉野、齊藤、乙津、竹枝

会 長：お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は御覧のとおりオンラインと対面と併用で行いますので、今までとちょっと雰囲気が違うかもしれませんがどうぞよろしく願いいたします。

まず事務局から、会議の成立の確認について説明をお願いいたします。

事務局：本日の出席委員は、会場に4名、web会議で5名の参加です。9名参加で欠席委員は1名になります。委員の過半数の出席がございましたので、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会条例第6条第2項に基づき、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会が開催できることを確認しました。よろしく願いいたします。

会 長：ありがとうございます。定数確認ができましたので、早速第8回の運営協議会を始めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは次第含めて、資料は皆様お手元にごございますでしょうか。メール等でお配りされていたかなと思っておりますがご確認いただいて、次第2の「委嘱状交付」ということで事務局、お願いいたします。

事務局：人事異動により4月に小平児童相談所の所長が代わりまして、新たに就任いたしました小平市児童相談所長が次の委員として就任いただけることになりました。小平児童相談所長の委嘱状の交付になります。委嘱状の交付につきましては、オンライン会議となりましたので机上配付とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員：よろしく願いいたします。

会 長：お願いいたします。

それでは、新規にというか人事異動ということで、本運営協議会に加わっていただきました委員から一言頂きたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

委員：子ども家庭支援センターさんにはいつも大変お世話になっております。東京都の児童相談におきましては、まず第一義的な相談窓口は子ども家庭支援センターということになっておりますので、子ども家庭支援センターさんがいろいろ18歳未満のお子さんのあらゆる相談を受けていただくということになっております。児童相談所はより専門的なご相談、あと児童相談所しか持たない機能を使うときに児童相談所がお受けするという形になっております。

地域の皆さんのお力が非常に大切になっておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：どうもよろしくお願いいたします。ご挨拶頂きましてありがとうございます。

それでは、次第に沿いまして議事を進めていきたいと思っております。今日も前回に引き続き「子育て応援パートナー事業の取り組みについて」ということでご審議いただければと思っております。また、今日につきましては、開催に当たりまして新たに資料 27 から 31 を事務局から皆様の元にお配りいただいているかなと思っております。

それでは、その資料の説明を事務局からお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局：資料の説明をさせていただきます。まず 1 点訂正ですが、次第にあります資料 31 の資料になります。令和 3 年度の「こっこっこだより」というのを配布させているところではありますが、次第の記載が資料 30 となっておりますので、こちらのほうは訂正をお願いできればと思っております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料 28 を中心に説明させていただければと思っております。資料 28 については、「子育て応援パートナー事業と子育て世代包括支援センターの情報の流れ図」になります。こちらは、それぞれの事業の情報収集の仕方を図式化したものとなります。子育て世代包括支援センターは、母子保健事業のほうの継続的な支援が必要な家庭、対象者をスクリーニングして、その家庭に必要な支援を情報収集及び利用者支援を行っております。担当保健師が中心となって情報収集をし、包括支援センターと共有しながら利用支援をしているという形になります。

一方、子育て応援パートナー事業につきましては、地域の子育て支援機関を巡回して、支援が必要な家庭を見つけ、その家庭に必要な支援を情報提供及び利用支援をしているというものになります。情報の入手方法が違うというのが大きな違いとなります。相談種別等につきましては、「特にこの相談については子育て世代包括支援センター」とか「こちらについては子育て応援パートナー」というような違いはございません。対象者を一定に絞って情報収集する形と、対象者を絞らず情報収集してその中から支援が必要な家庭を抽出するというのが違いになっております。3、4 か月検診など、その年齢の子ども全員から支援が必要な家庭を抽出できるというのが子育て世代包括支援センターの強みとなりますけれども、スクリーニングの際に特に問題ないと判断された家庭が、子育てをしていく中で困難にぶつかったり、不安を感じたりとか、そういったことが生じたときに、子育て応援パートナーが巡回をする中で支援につなげることができるというのが応援パートナーの強みとなっております。国分寺市では、どちらか一方ということではなくて、双方が連携して地域の中で子育てをする、子育て家庭を支援するという体制になっております。

前回、資料については 27、28、29、30、31 をお送りさせていただいております。詳しくは資料をそれぞれご確認くださいと思っています。

前回の協議会において、子育て応援パートナーが地域を巡回する中でどのような相談があるのかというお問合せを頂いております。子育て応援パートナーが受ける相談の内容につきましては、親子ひろばや公園などの市内の子どもと遊べる場所、子どもを預けられる場所、保育園と幼稚園でどちらがいいのかであったり、子どもの睡眠や食事、発達状況、お子さんのことだけではなく、お母さん自身、ご家族の子育てに対する不安や育児疲れに関することなど多岐にわたる相談を受けております。遊べる場所でしたら自宅の近くにある施設や公園などを紹介したり、子育てに関する不安などについては巡回先の利用者と交流が持てるようにスタッフに働きかけを行ったり、あとはもっと別の場所がいいというご希望があれば別の場所をご紹介しますというようなこともしております。

また、継続的に支援が必要と判断される子どもや保護者については、子育て世代包括支援センターと連携して地区担当保健師や健診でのアプローチやフォローなど、そういった支援を要請したりもしています。

子育て応援パートナー事業の情報の流れについては、資料 29 になります。こちらを御覧いただければと思います。地区ごとにばらつきなく、共通の支援が行えるように、支援方針会議や地区拠点連絡会を通して、個別のケースごとに支援方針を立てて支援を行っております。支援方針会議、3 地区拠点親子ひろば連絡会は月 1 回実施しております。

資料 27 の統計の部分の訂正をお願いできればと思っています。令和 3 年度の会議実績「子育て応援パートナー事業主催会議」というところの「3 地区拠点支援方針会議」、こちらを「12 回」とさせていただいているのですけれども、これは 3 地区毎月 1 回行っていますので、総数としては「36 回」になりますので訂正をお願いいたします。

こうした月 1 回の会議を通して支援方針の内容を評価し、次の支援を検討しております。虐待等の急を要する場合については、3 地区拠点親子ひろば連絡会を諮る前に、他機関へつなぎ、連絡会で報告を行うような場合もあります。年度や月ごとにばらつきというものがございしますが、10 件から 15 件程度、3 地区拠点親子ひろば連絡会で支援方針を決定して、現在継続的に 3 地区で見守りを行っています。そのほかに、3 地区で、共有するまでもないが各地区の中で支援を行いながら動向を見守る必要があると各地区の支援方針会議で判断された家庭については、大体 5 から 10 件程度それぞれの地区で持っているというのが現状でございます。

簡単ではありますが、資料の説明は以上となります。

会長：ありがとうございます。先ほどの各拠点で見守りというのは、拠点ごとに 5 か

ら10件ずつということですね。

事務局：はい。

会長：ありがとうございます。ざっと事務局から資料の説明を頂きましたけれども、まず、もう少しここを聞いてみたいとか資料に関する質問があればそこからいきたいと思いますがいかがでしょうか。

副会長：会長、よろしいですか。

会長：では、まず副会長の後、委員、お願いしてよろしいですか。

副会長：まずちょっと数字のところ、27で頂いている件数なのですが、ぱっと見ると地区別児童人口はそれぞれ東部、中央、西部でそんなに大きく変わらないという感じですかね。ただ、子育て応援パートナーの事業統計で見ると、延べ件数とかほかの数字も中央が多く出ていて、恐らく訪問先数が多いところなのかなと思っているのですが、これは中央にさっきの情報収集の相談機関とかひろばが集中しているということになるのですか。

事務局：確かに、支援機関が中央地区はちょっと多いところではございますが、中央地区は拠点となる親子ひろばがないということもあって、子育て応援パートナーを2名、配置して巡回をさせていただいております。何かあったときに受入れ先になる親子ひろばがないというところもあって、2名がその役割をしながら巡回をしているので数字が多くなっているのかなと思っています。

副会長：逆に言うと子育て応援パートナーが複数いることで、結構相談はちゃんと拾えているということなのですかね。ありがとうございます。そうすると何かほかのところも増やしたらもっと出てくるのかなという感じもしています。ありがとうございました。

会長：ありがとうございます。それでは、続きまして委員、お願いいたします。

委員：よろしくお願いいたします。資料27の相談なのですが、こちらは子育て応援パートナーに対する相談のみで、事業の中の助産師相談は入らない相談の統計になりますよね。

事務局：子育て応援パートナー事業の子育て応援パートナーに親子ひろばから寄せられている件数も含めて、基本的には子育て応援パートナーが収集している件数になります。助産師相談については、親子ひろば事業の統計になりますので、この中には、入っておりません。

委員：今、大まかでいいのですけれども、今これは子育て応援パートナーの相談ですが、親子ひろばは親子ひろばでスタッフ等、助産師相談等、令和3年度に関しては相談も受けていたかと思うのですけれども、そちらの数というのは大まかに市全体でもいいのですけど、どのくらいあったというのは今、分かりますか。

事務局：申し訳ございません。親子ひろばの統計は今現在集計中として、令和3年度の実績については手元に資料がないのでお答えができません。

委員：ありがとうございます。皆さんお話ししますよね。ちょっと、私は子育て支援者連絡協議会というところから、代表でここに助産師会として今こちらに参加をしているところがありまして、連絡協議会のほうでもこの子育て応援パートナーの事業について検討しまして、今日この場でいろいろこの団体さんを含めた意見というのをちょっとお話しさせていただこうかなと思うのですけれども、今少しお時間頂いても大丈夫ですか。

会長：はい。委員が所属されているところから出された意見というところですかね。

委員：はい。そうです。

会長：お願いします。

委員：子育て応援パートナー事業について、子育て支援事業者連絡会のほうで少し話をさせていただいてまとめたものがありますので、ちょっと代読という形でまず述べさせていただければと思います。あと、子育て応援パートナー事業というのが、この事業者連絡会の中の事業者というより親子ひろばを運営している団体が多かったりもするので、子育て応援パートナー事業の中で関わりの深い事業者が多くなっております。そういうところの立場からいろいろ話合いを持ったのですけれども、そちらのほうでまとめたものをまずは代読させていただきたいと思います。

まず、「利用者支援事業が導入以来、地域子育て支援サービスを案内する利用者支援専門員が、国分寺市では子育て応援パートナーとして、東西の拠点ひろばに配置されています。今年度は、さらに専門家活用として助産師を応援パートナー事業に加えることとしています。そこで、さらに親子ひろばスタッフとの情報共有の新たな壁が生まれました。子育て応援パートナーの連絡先である各親子ひろばの現場では、子育て応援パートナーとの連携に悩んでいます。担当課が親子ひろば、親子スペース事業と同じ子育て相談室子ども家庭支援センター地域担当であり、子育て応援パートナーとの連携にはひろば運営サポートが期待されています。しかし、一方的な情報収集が行われ、相互に共有されない状況では、親子を前にしてサポートを続ける親子ひろばの役割が小さくなってしまっていると感じています。

かつて、子育て応援パートナーが導入される以前は、子ども家庭支援センター地域担当の下、親子ひろば同士の情報共有によって必要なサポートを一体となっていた経緯があります。

今や、ひろば間での情報のやり取りが禁止され、子育て応援パートナーを通してのみ情報を上げることになりました。上げた情報がなかなか返ってこない一方通行です。子育て応援パートナーの役割は、利用者の必要に応じて子育て支援を利用しやすいよう、利用者と子育て支援事業を支援するものとして導入されています。国分寺市では、困難を抱える親子の現状認知・支援計画まで相談支援事業に踏み込んでおり、親子ひろばとの関係が上下関係のように扱われ

ていることに疑問を持ちます。しかも、東西の子育て応援パートナー事業内容においてもばらつきがあり、制度としても疑問があります。

利用者支援と地域連携を行う利用者支援事業が、地域子育て支援拠点事業で行われている国分寺市の状況からは、それぞれの事業が互いに連携しつつ、車の両輪のように進められるべきだと思います。」

というのが、連絡協議会からちょっと出てまとめたものなのですけれども、要するにと言うのも何ですけれども、親子ひろばと子育て応援パートナー事業というはとても密接に関わっているのですけれども、どうしてもその情報のやり取りというのがなかなか対等にいかないところが、現状事業をやっている者としてはとても感じているというところに疑問があったりとかします。

今日の資料のほうでも、例えば資料 29 のほうには、拠点親子ひろばというところは、親子ひろばからの情報をいろいろと集約しているような図に見えるのですけれども、実際には拠点の親子ひろばが収集しているというよりは、子育て応援パートナーがいろいろ収集して持っているような印象になっているように思います。

先ほども読んだものにも入っていますけれども、その情報が、子育て応援パートナーが吸い上げた情報というのは、親子ひろばからは一方的にはいけるのですけれども、どうしてもそこに返ってくるというのがなかなか難しいというところで、関係性としては上下関係のような印象を持つというのが、私自身もやっていてちょっと思うところです。

ちょっと東部地区の拠点に関しては、子ども家庭支援センターではなくて冒険遊び場の会が拠点を運営しているのですけれども、その拠点の子育て応援パートナーさんと、中央と西部地区の子育て応援パートナーさんとの事業の内容というか、やっている内容も少し違うという話もこの中で出てきておりますので、この3地区が全て同じような仕事の内容として子育て応援パートナーさんが実際は動いていないというのも課題の1つかなと感じています。

親子ひろばというところは、ふだん日常的にひろばを運営していて、青空ひろばもそうなのですけれども、一般に暮らしている親子の皆さんが日常的に使うところであって、そこでも相談事業をしたりとかしているのです、日常の見守りというものを親子ひろばスタッフというのも役割としてとても担ってくださっているのです、そこが相談に応じることもたくさんあつたりするので、子育て応援パートナーさんが巡回をしていて相談をするというとか、いろいろな情報共有をするということはすごく大切だと思うのですけれども、親子ひろばスタッフに役割としてしっかり担っていただいて、その後方支援として応援パートナーさんが役割を担うというようなものがやはり理想の形なのかなというところがあるのですけれども、相談件数が多ければいいというよりか、ちゃんと後方支援を含めた実績というの見えるような形になるといいなと個人的にとっても思うのです。

あまりまとまらないですけれども、ちょっとこの情報のやり取りとか、拠点ひろばというところも、ただ子育て応援パートナーが本当は派遣されているというところで、拠点の役割が子育て応援パートナーの役割とイコールになってしまったりとかしているのを、もうちょっとしっかり私の頭の中でも整理ができればいいなと思っているところなのです。

分かりづらくなってしまったし、長くなってしまったのですけれども、ちょっといろいろ意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。資料 29 でいうところの⑦のところ少し薄いというか、やり取りが十分できていないというようなひろば側からの認識があるというところでしょうか。

委員：⑦、そうですね。あとは、拠点ひろばが情報を集約するような、29 の図では見えるのですけれども、本来確かに拠点ひろばの役割というのはそうであってほしいなと思うのですが、特に東部地区というのはなかなかそういうふうにはなっていない。地区拠点親子ひろばがほかの地区の親子ひろばの情報を集約するという形にはなっていないような話も、ちょっと東部地区のスタッフから伺っているところもございます。

会 長：ありがとうございます。今後の審議のポイントになるようなところをお出しただけかなと思います。その点はまた後で振り返るとして、そのほか資料に関してご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

委員：1つ質問なのですけれども、資料 28 の子育て応援パートナー事業の情報収集を行っている機関をざっと見たところ、親子ひろばであったりだとか、保育園・幼稚園といった比較的年齢の低いところに対しての情報収集というのは行われているような印象を受けたのですけれども、学校であったり教育委員会だったりとかそういった学齢期の子どもたちだったり親子というのは、あまりこの事業においては対象として考えられていないのか、実際どのような感じでその連携が行われているのかというのを少しお聞きしたいなと思いました。よろしくお願ひします。

会 長：それでは事務局お願ひします。一応、28 のほうには教育相談が入っているけれども、学齢期以降のところあまり入ってきていないのでどうかというところだと思います。学校、あるいは教育委員会等いかがでしょうか。

事務局：ご質問ありがとうございます。子育て応援パートナー事業につきましては、未就学児を抱える親御さんを中心に支援を現在しているところになります。学齢期以上につきましては他機関、子ども家庭支援センター相談担当でしたり、子育て世代包括支援センターのほうにつないでおります。

会 長：関連して、先ほど年間で見守り等必要なケースが5件から10件ぐらい拠点にあるということでしたけれども、就学期以降につなげる場合どこにつなげていかれますか。あるいはそこで断絶をするというか、1回途切れるというイ

メージでしょうか。

事務局：いえ。3地区で継続的に支援をしているというケースは、主に要保護児童対策地域協議会が絡んでいる場合が多いです。なので、子ども家庭支援センター相談担当のほうに引き継いでいったりということが多かったです。

子育て世代包括支援センターができて、今まで母子保健では未就学児が対象でありましたが、今後は就学後のお子さんにも支援の対象になってくとも踏まえまして、今後は子育て世代包括支援センターとも連携を図っていききたいと考えております。

会長：就学期ではなく未就学期が中心であって、それ以降は子ども家庭支援センター、ないしは子育て世代包括支援センターに引き継いでいくというようなイメージのようですが、そういうイメージでよろしいでしょうか。

委員：はい、ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。それでは引き続き委員、お願いします。

委員：資料 27 の真ん中の表、事業関係の表について質問なのですが、すみません、聞き逃していたら申し訳ないのですが、この数値というのは子育て応援パートナーさんに利用者さんから直接相談を受けた数なのか、もしくはそれぞれの関係機関から情報収集をして子育て応援パートナーさんに上がったものなのか教えていただけたらと思います。

事務局：資料 27 の統計につきましては、市民の方、プラス関係機関からのご相談も含めた件数になっております。

委員：その両方ということですか。

事務局：はい。

委員：分かりました。ありがとうございます。

会長：そのほかいかがでしょうか。

委員：機関がたくさんあって情報共有が課題かなと思うのですが、理想的というか、例えば全部電子化されていて、相談者の名前を入れたら過去の履歴が出るみたいな形ができると改善するかなと単純には思うのですが、それがどれぐらいできているのか、課題がどの辺にあるのか、今後やる可能性はあるのかとかその辺をお聞きできればと思います。

事務局：システム化しているものは今ないのですが、エクセルのほうで相談・対応が必要なケースというのは管理をしております。各年度で一旦締めて整理をしておりますが、履歴は残しておりますので、「以前こういうケースがあったね。1年間が空いたけれども、今度はこういう支援が必要になってきたね」など、子育て応援パートナー支援が、情報を拾えるよう整理をしているところです。

委員：全部共有というのは難しいと思うのですが、例えばさっき委員がおっしゃった資料 29 の親子ひろばのところと拠点のところと3拠点のところとい



うかなり関係が深いところだけでも一元化されていると、そのやり取りの履歴が分かったりというのは、よくなるのではないかなという気はしたのです。そういうのは今後になるのかもしれないのですけれども、改善点としてはあるのかなという気がしました。

事務局：子育て応援パートナーを配置しているのが地区拠点親子ひろばになります。それぞれの子育て応援パートナーごとを3地区で情報共有は今現在できております。ですので地区拠点親子ひろば同士では連携を図り、情報の共有はしているという状況になります。

委員：情報共有は図られているのですけれども、やはりアナログで人でやると抜けるのを、システムを入れて機械的にできるようにするというのは改善点の1つかなというので、必要なところは多分皆さん努力されてやっていると思うのですけれども、よりよくするという意味ではそういうシステムを入れていくのは有効なのではないかなという趣旨です。

会長：ありがとうございます。前回の諮問に対しても、情報共有をどうしていくかということが1点課題になっていたかなと思いますが、現代的なツールをどう生かしていけるのかというところが。個人情報との絡みもあってなかなか難しいところかなと思いますが、受けてほかが知っていて自分のところが知らなくて十分に支援に生かせないというのがないように、どういうふうに情報共有できていくのかというところの検討が必要かなとは思っています。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。資料に関する質問等ございますでしょうか。

副会長：先ほど委員からもお話しいただいたところに関してなのですが、例えば資料29で親子ひろばからの真ん中のところで、①情報提供が上がってきて、戻るものの矢印としたらさっきの⑦がありますよね。これは図だどこから出ているのかなという矢印もあるのですが、いわゆる子育て応援パートナーなり拠点の会議とかで検討されたことが、親子ひろばの事業者に戻るような情報の戻しの、共有のやり方としては今どういうふうにされているのか。あと、その資料27で見ると、会議とまで呼ばないのかもしれませんが、ここの主催会議の中には、子育て応援パートナーと現場の事業者さんとの話をする場というのがどういうふうに行われているかが、ちょっと会議という形で、現場でお話をするような形が持たれているのかとか、ちょっと現場と子育て応援パートナーさんとの情報のやり取りの仕方について教えていただいてもいいですか。

事務局：3地区拠点親子ひろばで継続ケースの支援方針が決定しましたら、それぞれの地区で関係する支援先に対して子育て応援パートナーから親子ひろばや、児童館、青空ひろば、その対象者が利用中のサービスの機関に情報提供をして支援方針の統一を図っております。

情報を共有する会議というところは特にはないですが、巡回している中で子育て

て応援パートナーは市民からの相談を受けるばかりではなく、親子ひろばスタッフとお話をさせていただき、困ってらっしゃることなどの情報収集をして、こういった方法があるや支援方針が上がってきたこのケースに対してはこういう方針でいきたいと思っているよというような形で、日常的に連携を図っているというのが現状でございます。

副会長：ありがとうございます。逆に委員、もしお分かりになればなのですが、親子ひろばの事業者の現場の方の先ほどの意見の感覚としては、情報がなかなか戻ってこない部分を感じてらっしゃるところは、タイムラグ的なものなのか、情報の分量的なものなのかとか、ちょっとその辺りはどんな感じで皆さんお話しされているかというのはお分かりになりますか。

委員：タイムラグもあると思うのですけれども、会議にかけてからということがあるので、タイムラグがあるというのは現状あると思うのですけど、親子ひろばでいろいろな情報を得たものに関して、子育て応援パートナーさんに報告書も含めてかなり情報を上げている、ほぼ全部の情報が多分子育て応援パートナーさんに入る形になっているのですけれども、それに対して支援方針がしっかり決まったものに関しては返ってくるけれども、タイムラグなく対等な形での情報のやり取りというのが、事業が別になってしまったことによってできなくなっているという印象です。

今、私が助産師相談をしているのですけれども、昨年度まで親子ひろば事業の中でやっていたので、多分相談の内容としてもその親子ひろば内ですぐに共有をして「こんな相談をしましたとか」、もちろんその方がすぐに何か次の支援につながらなければいけないことについては、もちろん子育て応援パートナーさんにすぐに報告をしたり、子ども家庭支援センターのほうに報告をしたりということをしていたのですけれども、「今日の相談こんなことがありましたよ」という共有がその場でできていたのですけど、今実は事業が変わったということで、親子ひろばというのは開放的なところで、個別相談等で個室で1組ずつ相談するわけではなくて広いところでやっていて、ひろばの雰囲気壊さないようにいろいろな方と情報共有をしながら相談が進められる内容については何組か一緒にやったりということもあるのですけれども、そんな雰囲気の中でやっていることでも、終わった後に親子ひろばスタッフに「こんな相談がありました」という報告ができなくなっている。私たちは子育て応援パートナーさんにこれを全部報告して、子育て応援パートナーさんが必要だと思ったものに関して親子ひろばスタッフに返すというような形になるので、タイムラグがないように子育て応援パートナー事業に助産師相談を入れるということだったので、実際親子ひろばスタッフとしてはとてもタイムラグを感じたりとかしているというのが実際のところあります。それを利用者さんが、今までの利用の方法とちょっと違うことで戸惑ったりということがないように、

できるだけ同じような雰囲気を利用していただけるように今、親子ひろばスタッフとか子育て応援パートナーさんと私たちと相談しながら始めたところなのですけれども、大分事業が変わったことによってちょっと制約があるというのが実際感じているところです。

あと、子育て応援パートナーさんがいろいろなケアや支援が必要な方を抱えるような形になってしまうと、親子ひろばに通常来ている、相談の方が来るけど子育て応援パートナーさんが来たりとかするので、どうしても親子ひろばスタッフよりも子育て応援パートナーさんがそのケースを抱えるような感じになってしまっているところも現状としてあるかなと思うので、そこは親子ひろばスタッフも上手に使いながら、後方支援とか、本当に子育て応援パートナーさんが必要なときはもちろん出ていただくことも必要なのですけれども、支援方針を共有することによって、もっと親子ひろばスタッフを使えるようにしていかないと、親子ひろばスタッフもモチベーションが下がってしまったりとかすると、あまりウィン・ウインの関係にはならないような感じがするので、情報交換も含めて対等な形になっていくと理想的だなと思っております。すみません。お答えなっておりますでしょうか。

副会長：いえ。よく分かりました。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。資料に関する質問が特になければ、この後実質的な審議に移っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

その前に1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、子育て応援パートナーの巡回先が全ひろばなのかこのひろばが対象になっているのかというか、定期的な巡回対象というのがあるのかどうかというところを教えてくださいなればと思います。事務局、お願いします。

事務局：本日資料31でお示ししました「こっこっこだより」というのがございます。こちらは市内の子育て支援活動を実施している団体や場所を、市報の折込みとして毎年出しているものになります。子育て応援パートナーの巡回先はこちらが中心になります。親子ひろばだけではなく、児童館、青空ひろば、それ以外民間のやっている子育て支援活動のところに出向いて行っております。また、保育園にも顔を出させていただいて、新たな取組をするという情報が入れれば保育園に行くと、園庭開放とか子育て支援活動の情報を収集したり、また、巡回先を回るときに自転車で行っておりますので、地域で新たに活動が始まったという情報を拾ってくることもあります。また、隣接している地域がございますので、他市の子育て関連施設も巡回訪問先になります。以上となります。

会長：ありがとうございます。

これから審議に移っていきたいと思いますが、先ほど委員がご指摘いただいた点を含めて、幾つかポイントが見えてきたかなと思います。

1つは、ひろばと応援パートナーとの関係。そして、3拠点での事業の統一

性。そして他機関との連携。委員がご指摘だった継続ケースですね。就学後への継続。それから、いろいろ業務が増えてくる中での応援パートナーさん自身の負担。そして前回の流れでいけば質というか、そういったところも検討の対象になってくるかなとは思いますが。

あと、委員がご指摘だった後方支援みたいところが、前回お配りいただいた資料 23「子育て応援パートナー事業の取組について」のところで、運営支援の強化というのも出てきて、地区内の親子ひろば事業の支援の質の維持向上を図るというのも、子育て応援パートナー事業の一環として組み込まれているという認識でよろしいですか。その強化も見てくるというようなところが1点ポイントかなと思いますが、そのほかポイントになりそうなところはいかがでしょうか。何かもう少しここを審議したい、すべきではないかというところがあればお出しいただければと思います。

委員：度々すみません。資料 23 にあります「子育て応援パートナー支援今後の取組について」という資料の、2番の(2)の在宅訪問事業との連携というのが既に始まっているようなのですけれども、育児支援ヘルパー事業の在宅訪問事業と連携し子育て応援パートナー事業の広報を行うということで、ヘルパー事業の申請があって、コーディネートといってヘルパーを派遣する前に、コーディネーターさんがその方のところに赴いて、どんな支援をするかというご相談をされると思うのです。そこに子育て応援パートナーさんが同行して、子育て応援パートナー事業の広報を行うということもされているようなのですけれども、これ東部地区の子育て応援パートナーさんは今、入っていないようなのですね。

という差が出てきているというのが1つと、そもそもヘルパー事業というのは、産後3か月までの間に家事支援等の必要な方にヘルパーが派遣されるというところで、確かにその後、外に出てくるような時期に入ってきたときに子育て応援パートナー事業の広報をすることは大切ではあるのですけれども、ヘルパーを利用するときというのは、もっとすごく大変な、お家で育児が始まるところで大変なところであるし、あと、全てのところに行くというところが、事業が違うにもかかわらず、すごく多くの情報を子育て応援パートナーが得てしまうというか、得ることになるような試みだと思うので、子育て応援パートナーがこれほどの情報を持つことが適当なのかどうかということも、もっと違う形で、例えばヘルパー事業のほうに参加するのであれば、ヘルパー事業を進めていく中でこの方は子育て応援パートナーさんに行ってもらって、こういう支援があるよとか広報活動ができるよというアセスメントがあってこそ、広報もしてそういうお話ができるといいかなと思うのですけれども、一律に全てのお宅に行くということが果たして適当なのかなというところが気になりますので、そこも検討していただけたらうれしいなと思います。

会長：ありがとうございます。確かに自宅に訪問するといろいろな情報が一斉に入っ

てきますよね。紙ベースではないところが入ってくるので、そこまで必要かどうか、あるいはそのリスクをどういうふうに考えるかというところかなと思います。ありがとうございます。もちろん業務上の守秘義務はあるのでしょけれども、それ以上のところでどう検討するかというところだと思います。

そのほかいかがでしょう。よろしいですか。では、どこからやりましょうか。勝手にポイントと言ってしまいましたけれども。

今日ご発言いただいた、まず、ひろばとの対等な関係が実際どうなのかというところで、事務局からまずイメージとしてどういうイメージを持っておられるのか。そういう関係性をそもそも期待していたのかいなかったのか、その初発時点でのイメージ。そして委員がご発言になっていた上下関係のような、一方通行のような関係性にあるというところをどう考えていけばいいのかというところを、まず事務局のほうから、この制度創設の趣旨みたいなのところを立ち返って。この関係性をどう考えていけばいいのか。

事務局：制度創設時の当初の利用者支援事業の役割と、今現在、国と社会全体として求められている利用者支援事業の機能が変化しているところを前提としてお話をさせていただければと思っております。

国分寺市としては、親子ひろばがあり、その集約をする地区拠点を各地区に置き、その中で利用者支援事業を行うというような形になりますので、基本的には親子ひろば事業との連携というのは、上下関係ではなく、対等になります。連携を強化する必要があるからこそ、地区拠点親子ひろばに子育て応援パートナーを配置しているというような仕組みになります。

会長：制度構成上は、上下関係という行政的な縦割りの上下関係のようなイメージではなく、対等・平等の関係で制度創設を作って、できる限り適切な運用を図っていくというイメージで創設されたというところが、実態としてひろばのスタッフの側からすれば、恐らく情報収集のやり取りとか、あるいは先ほどお話があった抱え込み的な状況になっているというようなところがいて、その関係性を規定しているようなイメージを持つのですが、そういった感じでしょうか、委員。

委員：そのとおりです。

会長：その辺は、もちろん制度の立てつけというよりも、運用上でどういうふうに共有していくか、あるいはスタッフとの関係で支援をスタッフとどう共有していけるかといったところかなとは思いますが。

委員：地区拠点を置いていてそこから子育て応援パートナーを1名ないし地区によっては2名ということだったのですけれども、地区の拠点親子ひろばというところの存在感というのが、子育て応援パートナー事業においてすごく、特に東部地区は薄いというか。どうしても市の施設である子ども家庭センターというのが中心なので、逆に西部地区は拠点になっていますし、そことのやり取り。中



同士の情報共有がなかなかしづらい状況にあるという、さっき委員がおっしゃられていた現在の状況を、民生委員として存じ上げないまま今ここにあります。

ただ、感じたのは、かつて一緒だった事業が、恐らく国の法律の絡みで利用者支援事業の中に子育て応援パートナー事業を独立させなければいけないという、そういった流れの中で親子ひろば事業から子育て応援パートナー事業が独立して活動していただいているのかなという認識を、今、資料の中から自分なりに酌み取った段階です。その目的が何だったのか。親子ひろばからあえて子育て応援パートナーの役割を独立させて、きめ細やかに利用者の方の困り感を吸い上げて、もちろん最終的には利用者のためになるようにという思いはあったのが、今はまだそこがうまく風通しよく流れていないのかなという印象を持っております。なので、親子ひろば等、コロナでちょっと行きづらくなってしまったというのも言い訳としてはあるのですが、もうしばらく今後も民生委員として活動させていただいて、印象を次回ご報告させていただきたいと思っております。以上です。

会長：すみません。むちゃ振りをしてしまったみたいで。ありがとうございます。事務局も頷いていましたけれども、国の制度の立てつけ上、子育て世代包括支援センターも国の制度の影響でいろいろできてきてどうするかというのが、自治体、現場サイドでは難しいところかと思えます。今まで一体的にやっていたものを分けることで支障が今少しずつ見えてきたというところが実際なのかな、というのが今日のお話を伺っての感想です。それをどういうふうに元に近づけていくのか、新しい関係性を作っていくのかということかとは思いますが、制度の立てつけとして、事務局としては公平な関係を作っていくというのが趣旨だそうで、それをどういうふうにも実態として運用できるのかということですね。

そして、拠点間の差異をどう少なくしていけるのか。西部が行政として先進的な取組をやってきたというのはそれとして、どう中央、あるいは東部に汎化できるのか。共有の在り方ですね。

あとは、委員がご指摘だったひろば間の情報共有というのもありましたか。ひろば間の連携というのも委員はご指摘だったように思いますが、いかがですか。

委員：拠点親子ひろばを中心にして、拠点親子ひろばがその地区の親子ひろばの情報を、子育て応援パートナーだけが把握するのではなくて、拠点がしっかりと把握するという意味では、親子ひろば間の情報共有に拠点を中心にということになっていくのかなという形のことができるといいかなと。多分それができないことはないと思うのですけれども、なかなかできていない現状というのものもあるかなと思っています。

あとは、情報共有に関しては対等の関係でということなので、国の制度のこと

もあると思うのですけれども、厚労省とかのホームページ等々を見ていると、いろいろな自治体で子育て支援に関して拠点事業だとかいろいろなものを見ていると、課を越えてというか、子育て支援に関わるところの情報共有がうまくいくようにこの制度を作っているような印象があるのですけれども、どうしても国分寺市は個人情報の壁がかなり厚いというか、そういったところがある印象がありまして、国が求めているようなものになかなか近づけていない個人情報の壁というのがあるように思うのですね。そこが子育て支援をする課を越えてというところの1つ1つの壁がもう少し大きな範囲で情報のやり取りができるようになるにはどうしたらいいかなというのも何となく思ったりします。

会 長：これは、室長に直に伺ったほうがよろしいのか。

事 務 局：国分寺市の個人情報はかなり厳しいという状況になっているのは確かだと思います。皆さん、委員も頷いておりましたがけれども、なかなか情報の共有というところももしかしたら課題になるのかなというところがあります。なので、子育て応援パートナー事業も親子ひろば事業も、ご本人様の同意がどううまく取れるかというところが一番のキーになってくると考えておりますので、その辺の方法論ですね。利用者さんにどう説明をしながら、情報共有をしながらみんな。子育て応援パートナーというのは子育て応援パートナーだけが動いている制度ではございませんので、地域の様々な子育て支援の機関が集まって、その地域で子育て家庭を支えるチームになっていくもののコーディネートをしているのが、基本的には子育て応援パートナーの役割だと思っておりますので、そこができるように今後考えていきたいと思っております。

会 長：ありがとうございます。それでは、今 11 時で1時間ぐらいたちましたけれども、委員、委員、何か今までのところでお気づきの点とかございますでしょうか。では、委員からお願いをして、その後、委員、ご発言をお願いしてよろしいでしょうか。

委員：いろいろ私のほうは実際の活動に携わっているわけではございませんので、皆さんのご意見を聞きながら現場はどうなっているかということは今聞かせていただいているという状況です。その中でやはり、最初の目的が何かということ、子どもの健全な発達の支援であり、それを支える家族の支援であるということなのでしょうけれども、その支援をしている母体のところの、例えば親子ひろばのスタッフと、今、委員もおっしゃっていましたがけれども、子育て応援パートナーとの情報連携がうまくいっていないというのはちょっと寂しいことかなと思いますし、運用の仕方で変わるのであれば、応援する側のやりがいも含めて、受ける側の幸せも含めて、ちょっと考え直さないといけない、ここで解決していくべき問題なのかなという感じはします。実態をこうして伺っていると、私のほうから問題提起はなかなかできないのですけれども、何が重要かなというの分かるので、分かるつもりなので、後々また意見を言わせていただきました



いなど。

会 長：ありがとうございます。それでは、続いて委員、よろしいでしょうか。

委員：国からの制度が入ってきて、大変なものを何とか組み込もうとされているのかなという印象をどうしても受けました。ほかの企業とかで考えると、情報共有の遅れというのは結構致命的なことで、すぐに解決しなくてはいけないものだと思うのですよね。一番情報共有が遅れているよというのは最初に取り組みなくてはならない課題なのかなという印象を受けましたので、制度のことというのがありますが、きちんとひろばの方とか児童館の方とか情報を得た方が、すぐにその情報をきちんとしかるべきところで協議できるという環境は、すぐに改善してもらえたらいいのではないかなと。その改善に向けては取組として私たちも話合いの場を持ったりとか、子育て応援パートナーさんの役割が多岐にわたっているというところは課題としてあると思うので、子育て応援パートナーさんの業務のゾーニングというも少し見ていってもいいのかなというような印象を受けましたので、今回の課題の情報共有の部分と、あと子育て応援パートナーさんの負担と質の部分の2点を具体的に見て、お話しをさせていただいて、何か解決のきっかけをみんなで話していければいいのではないかなという印象です。

会 長：ありがとうございます。少し子育て応援パートナーさんの質のところに話が出ましたので、家庭を支える、あるいはバックアップしていく、地域資源をつなげていく、そういったところで、子育て応援パートナーさんの基礎資格あるいは研修がどうなっているのか。資格については前回もお話しいただいたかと思いますが、もう一度そこをご説明いただけますでしょうか。

事務局：子育て応援パートナーは、利用者支援事業の利用者支援専門員という資格が必要になります。実務経験については、ひろばや相談、他にコーディネート業務を3年行っていた者。保育士、社会福祉士などであって相談やコーディネート業務を1年以上の者が、東京都で行われます研修を受けて履修すると、利用者支援専門員という資格を得ることができます。

会 長：それ以上の研修のようなものはいかがですか。

事務局：今、現状フォローアップ研修とかそういったものはありません。

会 長：行って、その都が行う講習を履修した後のスキルアップのようなところはないと。

事務局：今のところないです。

会 長：子ども家庭支援センターとしては全体の研修はやられているけれども、専門員としての専門的なものはなかったというところですかね。今、この子育て応援パートナー事業は何年目でしたか。

事務局：3年経過しました。

会 長：というところですね。

事務局：3年目を終了して、今度4年目になるところです。

会長：認知度もそれなりに出てきて、地域には顔を見知られた人たちということで、今後活動内容が広がっていけば、それなりのスキルアップというのにも必要になってこようかとは思いますが、ありがとうございました。

それでは、委員に、今までのご経験からもう少しここはいかがかなというようなお気づきとかがあれば教えていただきたいのですが、いかがですか。

委員：そうですね。私のほうもすみません、勉強不足で、地域の子育て支援のところというのは、本当に法律の条文を読むとか、ガイドを読んだことがある程度で、実際どういう活動をされているのかというところは今日初めてお伺いしたのですけれども、非常にでも国分寺市さんは取組が充実しているほうなのですよ。恐らく、これは、非常に勉強になりました。本当に地域の子育てひろばの方から皆さん、地域の親子さんを支えていただいているのだなというのがよく分かりました。

本当にやはり思ったのは、情報共有というところは非常に難しいなと思いました。個人情報との絡みで。児童相談所が関わっているケースですと、大体要対協のくくりの中で一括して情報共有はオーケーという形になってはいますが、地域の子育て支援においてはそういうわけにはいかないと思うので。でも、利用者さんに1人1人同意を取るのかというと、それもまた本当に大変かなと思いますし、非常にそこは難しい問題なのだなと思いました。

あと、情報共有についても、よく母子保健と子ども家庭支援センターの情報共有、これは各都内の自治体でも非常にそこは壁があって難しい問題だということとはよく聞いてはいますが、やはりシステム化するにしても非常に経費もかかるしということもあると思うので、一朝一夕で情報共有のシステムを導入できるわけではないので、ちょっと本当に長期的にいろいろと考えていかなくてはいけない問題なのかなとは思っています。

あと、質。さっきの子育て応援パートナーさんですかね。最初の制度ができたときには私のイメージだと、親子ひろばなどに来ている、ちょっと子育てでちょっとした困りごとなんかあったら、例えば「保育園で一時預かりあるよ」とか「こういうショートステイなんかもあるから利用してみたら」ぐらいの、そういう情報提供レベルなのかなと私は勝手に思っていたのですが、今お話を伺うと、本当にそういった情報提供、利用者支援以上のことがいろいろ求められているのだなということが本当によく分かりまして、かなり専門的なスキルが必要になってきているのかなというのは非常に感じました。やはり継続的な研修というのは絶対に必要なのだろうなと思いました。まともでなくてすみません。以上です。

会長：いえ、ありがとうございます。前回も少し事務局からご説明いただきましたけれども、国分寺市として巡回型でやっているというのは、近隣他市ではない取

組ということで、他市に先進的な側面があるのかなというところと、やはりどこの自治体でも情報共有というのは壁になっているというのを教えていただきましたし、研修の必要性というところですね。改めてご指摘いただいたところですが、いかがでしょう、副会長。

副会長：先ほど子育て応援パートナー事業が、始まって次が4年目ということですか。

事務局：今4年目です。

副会長：今4年目ですか。そうですね。ただ、今されている子育て応援パートナーさんは1年目、2年目なのですか、確か。

事務局：2年目が3人で、3年目が1人です。

副会長：多分初めに入るときというのは、かなりいろいろどういふふうにするのだということも含めて勉強されてからということでないとなかなか入っていくのは難しいのと思うのですが、恐らく今後もこの制度の中で人は替わっていくと思うのですけれども、その引継ぎとか、従前のやり方の継承みたいなところはどんなふうに行われている感じですか。

事務局：子育て応援パートナー事業は、まだ完成はしていませんがマニュアルを子育て応援パートナー会議の中で作成をしております。それを基にどういった動きをするのかというようなところを共有して、実際の今の動きに照らし合わせるのと同時に引継ぎに使わせていただくという形になっております。

副会長：なるほど。あと、今、委員からもありましたけれども、本当に子育て応援パートナーさんというのは、いわゆる本当に重い相談も含まれるようなことも含めて入ってくる可能性があるという意味では、やはりスーパーバイズというのですか。悩んだときに内部で相談ができる、それは個人情報の壁なく何でも相談できるという仕組みが当然必要だろうと思っているのですが、今そこは何かしらあるという感じになっていませんか。

事務局：スーパーバイザーとして誰かを招聘してというところは今現状なくて、3地区拠点連絡会に、子ども家庭支援センター相談担当係長が出席し、支援方針を立てるときにアドバイスをもらっているというのが現状でございます。

副会長：現場の運用の中で、それがきちんとスーパーバイズとして子育て応援パートナーさんから見たとときに機能しているのであれば、それで進めていってと思いますし、まだそれではちょっと相談する機会という意味での不足があるということであれば、ちょっとその辺りは考えていっていいことなのかなと思っています。

会長：ありがとうございます。スタッフの研修と引継ぎ。マニュアルも、これは市が独自で作っているというものでしょうか。

事務局：そうです。

会長：今年から運用を始めているのですか。

事務局：昨年度、子育て応援パートナー会議、子育て応援パートナーが集まって行う会

議なのですが、その中でマニュアルを作成しておきまして、まだ完成はしてませんが、ほぼ完成なので、それを使いながら今実施しています。

会 長：それは東部の人も参加されて。

事務局：はい、そうです。

会 長：では、一応東部の人も一体的な運用ができるはず。

情報共有、各機関単位、あるいはスタッフ間での情報共有というのは、やはり課題として継続的に取り組んでいただく必要があるということで、具体的に何かというのはなかなか難しいですが、そこを中心的にというよりも、スタッフ同士の関係、拠点、研修というところが実際的な柱になろうかなとは思いますが。

委員、今日ご発言を冒頭からたくさん頂いていますが、引き続き、じゃあ現場からどういうふうになれば対等な関係になるというか、どういう関わりが求められているというのがあればご発言いただければと思います。

委員：ありがとうございます。子育て応援パートナーさんが今、巡回をされていて、とてもひろばのスタッフだけではいろいろな連携などが図りづらいところというのがとてもスムーズになってきている子育て応援パートナーさんの役割というのはすごく大きいというのは現場でも感じております。

先ほどちょっと抱え込みという話をしたのですが、ひろばはひろばのスタッフとしてとてもふだん日常的に親子さんとの関わりの中で深い関係が持てたりとか、支援を充実してできたりする関係性を持つことがとてもできていったりとかするので、なかなか現場に巡回することによって、直接親子さんと子育て応援パートナーさんが会うことによって、やはり何か直接してあげたいという気持ちというか、どうしても働くので余計に相談を抱え込むような形になってしまっていると思うので、その辺が、ひろばスタッフにここは任せようというところが少し明確になると、きっと子育て応援パートナーさんの負担も軽くなるし、ひろばとしての役割というのも充実してくるのかなと思います。なので、そういったところができると、より対等な関係に近づくと考えているので、研修も通してそんなふうにできたらいいと思いますし、今マニュアル作成中のその中でも、ぜひ親子ひろばとしての意見というのもマニュアルの中に反映していただいて、その意見を吸って、一緒になって子育て応援パートナー事業というものをより充実したものを作れるように、そこにも親子ひろばとか、青空ひろばとか児童館さんも含めてですけれども、そういったご意見というのも作成に関して入れていただくというのもいいのかなと思います。

会 長：ありがとうございます。いろいろご意見を頂いて、柱も内容も大体見えてきたかなという印象を私は持つのですが、皆様いかがでしょうか。もう少しここを話したいというところがあればご発言いただければと思いますが。

委員、お願いします。

委員：今の委員のご発言とその前のご発言に、子育て応援パートナーの方の抱え込みという言葉がありまして、それを頂いたときに、利用者さんの承諾のあるなし、要するに相談において利用者として名前ですとか詳細について承諾のあるなしというのが、やはりこういう相談事業・活動において個人情報の部分で関わるところではないかなという印象を持ちまして、そのときに今、手元に「令和元年度国分寺子ども子育て支援円卓会議研修国分寺市の利用者支援事業」という資料があるのですが、そこでやはり承諾のあるなしについてのフローチャートが大きな内容として取り上げられていたのを思い出しました。そのときにその場でも話題になったのですけれども、私たちの相談事業・活動というのは守秘義務の下に行ってはいますけれども、守秘義務を本当に小さな守秘義務として考えるのか、あるいは命の危険がある本当に重大な問題があれば、集団守秘義務ということであるけれども、範囲を広げて、守秘義務の概念を引用してしかるべき支援を考えるということもしていますので、その辺りのところを今回マニュアルもできるということで、子育て応援パートナーさんの中にひょっとすると抱え込まざるを得ない、皆さんもつらい思いで活動されているのかもしれないと考えたときに、その辺りの情報の共有の範囲について、それぞれの方の守秘義務としての意識を信頼して何か活動のしやすさとか、情報共有のしやすさ、抱え込みをしなくても済む活動を考えていただくのはどうかなと思いました。以上です。

会 長：ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局：先ほど来より、子育て応援パートナーの相談の抱え込みというようなご発言があるのですけれども、子育て応援パートナーは、子育て家庭が地域の子育て支援をうまく活用していただくというのが目的でございますので、相談ケースを抱え込んでいることはありません。関係機関と必ず連携をとりながら活動しております。先ほど委員がおっしゃっていただいたとおり、命に関わるような緊急性があるものについては、国分寺市の個人情報保護審議会に諮問させていただき、ご本人様の同意なく連携を図っております。

会 長：抱え込みについて、ひろばに子育て応援パートナーさんが伺ったときに、親子ひろばとの関わりよりも子育て応援パートナーさんとの関わりのほうが強くなって、十分親子ひろばの中で活動ができないというような趣旨としてのご発言だったかなと私は認識していたのですが、委員、そういう認識でよろしいですか。

委員：ありがとうございます。はい、そのとおりです。親子ひろばスタッフが、例えばこのケースは子育て応援パートナーさんが支援をしてくださっているというケースの方が親子ひろばに来られたりすると、子育て応援パートナーさんに連絡をしてその場で駆けつけていただくような形というのも結構あったりとかす

るかなと思います。その際にそこでのやり取りというのは、基本的には親子ひろばスタッフには直接的に、必要であれば情報としてお伝えはされると思うのですが、必ずしもこういうふうに移していきまうということ、必ずしも情報交換というか情報共有できていたりいなかったりというケースがあるのかなと思うので、「来たら連絡してくださいね」というと、どうしてもその子育て応援パートナーさんが中心にその方を見ているという印象になっているような感じかなと思います。それを抱え込みという表現を使ってしまったのですが、そのように親子ひろばスタッフからは見えることがあるというような感じでしょうか。

会 長：ありがとうございます。情報共有を含めてというところですかね。

委員：そうです。

会 長：委員、お願いします。

委員：今の委員からのお話を聞いていると、市の方が考えて認識されている子育て応援パートナーさんの動きと、実際に現場で子育て応援パートナーさんがやられていることはちょっとずれていませんか。

実際には、子育て応援パートナーさんは個別の親子さんとの関わりというのを担当する人なのですか。それは親子ひろばのスタッフさんが担当する人なのですか。それは両方やる人ですか。子育て応援パートナーさんは両方とも、例えば子育て応援パートナーさんだけがその方の情報を知っていて、親子ひろばに遊びに来ているのに親子ひろばの方はその方の情報がないというのは、それはちょっと違うのではないのとちょっと単純に思ってしまったのですが、子育て応援パートナーさんも個別の案件を持たれる方なのですよ。ただ親子ひろばに来たときに、子育て応援パートナーさんが必ずいるわけではないから、だから親子ひろばに遊びに来たときに子育て応援パートナーさんがいなくても同じように対応できたりとかお話ができるように情報共有をするのではないですかね。それが今ちょっとできていない現状があるのだとしたら、それはすぐ改善しないといけないことなのではないかなと思いました。

会 長：ありがとうございます。事務局、どうぞ。

事務局：委員、ありがとうございます。子育て応援パートナーは個別の相談にも乗りますし、関係機関との連携を図っているという両方の立場にいる者になります。子育て応援パートナーに相談をしているものを必ずしも親子ひろば、それはご本人様のご希望によるものもあるかと思うのですが、ただ、「いや。ここだけの話にして」とかというところもあつたりするのです。そうすると、必ずしも親子ひろばのほうに伝えてこれないところはあるというのが現状でございます。

会 長：なるほど。親子ひろばから上がっていくものもあるし、参加者から直接子育て応援パートナーさんにいくので、その子育て応援パートナーさんから親子ひろ

ばのスタッフになかなか伝えづらいというのも現状としてあるというところですかね。

事務局：ご本人様のご希望によるというところですね。ただ、本当に急を要するとか、もうどうしても即座に対応しなければいけないというところについては、極力連携を図っているところです。

会長：委員、また後でお願いします。ただ、その辺が親子ひろばスタッフによく見えていないというところかなと思います。すみません。委員、お願いします。

委員：今、事務局がおっしゃった、そういった形でご本人のご希望で子育て応援パートナーさんと相談をされるというのは、もちろんそれはそれで大切かなと思うのですが、その際親子ひろばの場所を使っているというところで、内容については細かくお話をされなくても、「この方は子育て応援パートナーさんとの関係性の中で関わっていきたいので、もし親子ひろばに来たらこんなふうに見守りをしてください」とか、そういったような連携というのはできるかと思うのですよね。ただ「いらっしゃったら教えてください」とかではなくて、「こういう形で支援を進めていますので」という経過というのを知ったら、私たちの役割は見守りだけでも、一緒に見ているようなチームとしての役割というのがとても見えてくるのかなと。

先ほど係長が「子育て応援パートナーさんはチームのコーディネーター」とおっしゃったのですが、本当にそういう役割になってほしいなと思うので、チームの一員としてほかの施設とか、ほかのスタッフが一員だということを感じられるような関わりの中で、そういった情報共有というか、意思疎通というか、そういうものは大切にさせていただけるといいなと思います。

会長：ありがとうございます。委員、お願いします。

委員：利用者の立場からなのですが、子育て応援パートナーさんのお仕事の内容が結構親子ひろばスタッフの方と重なっている部分があると思うのですね。相談だったり助言だったり。ほかにも親子ひろば以外、中でも外でもですが、専門職の方が来てくださったりとか、栄養士さんとか助産師さんだったりいろいろな方が、保健師さんだつて来られるので、本当に専門的な相談をするときはその専門家の方、日常的な育児の相談はひろばのスタッフという感じで利用する側も使い分けていると思うのですが、子育て応援パートナーさんに私たちは何を求めたらいいのかというのがいまい伝わっていない部分もあるのではないかなと思うのです。なので、子育て応援パートナーさんが特化して持っていらっしゃる仕事というのは、巡回されているということでたくさんの方の市内の情報を持っていらっしゃるということで、そこを利用者に全面に出すというか。

私も利用していたときに親子ひろばのスタッフの方から子育て応援パートナーさんを紹介されたときに言われたのが、「市内の情報を持っていらっしゃる

る方なので、どこを利用したらいいとかそういう相談があれば教えてくれると思いますよ」というふうに紹介していただいたので、そういうふうに利用者側に、子育て応援パートナーさんに私たちが求められることというのをもっと周知していくといえますか。そうすると利用者側も使い分けるといえるか。

やはり先ほどのように、親子ひろばのスタッフがいるのに子育て応援パートナーに相談すると、何か結果的にギクシャクしてしまうというのも何か分かるのですよね。子育て応援パートナーさんがずっといるわけではないけれども、親子ひろばスタッフにその相談内容は必ずしも言っていないとか、そういうトラブルになっていくので、私のイメージでは子育て応援パートナーさんというのは一歩引いたところにいらっちゃって、全面的に前に出て相談に乗るのはスタッフの方で、必要なときは紹介するという、それが利用者にも伝わるようになればいいのかなと感じました。

すみません。話が戻ってしまうかもしれませんが、資料 28 の情報収集の 2 回目のところに一覧が載っているのですが、これだけの情報を持っているよというのを利用者側が知ると、今はされていないかもしれないのですが、前回第 9 期のときもお伝えしたのですが、私は国分寺市内の施設で利用できるところがすごく限られているのですね。北町親子ひろばだと行けるけれども、ぶんちっちひろばはちょっと車か自転車がないと遠いかなと。ベビーカーしかまだ手段がないよという人は、立川だったり、立川の児童館だったり小平の施設だったり、例えば井原先生もいる白梅幼稚園の園庭開放に参加させてもらったりとか、そういう市外の情報をすごく求めているところがあるので、ここには書いていないですけども、情報収集先に市外がもし入っていて、その子育て応援パートナーさんが市外の情報も持ってきけると、そういう利用者がある前で「持ってきてくれた。すごく助かるな。こんな情報を持ってらっしゃるんだ」と実感として、利用者はそういうのを感じていくと思うので、そういうアピールがあるといいかなと利用者の立場として思いました。

会 長：ありがとうございます。実際にアクセスするとすれば行政の区域だけに限らないというか、実際の距離とか交通手段にも影響を受けますので、その辺現状をお話いただければと思いますが。

事 務 局：子育て応援パートナーは、国分寺市上のほうですと立川市と小平市に隣接しておりますし、下のほうになりますと国立市、小金井市が隣接しております。子育て応援パートナーは、市外、小金井市、小平市の子ども家庭支援センターに子育て支援情報の情報収集に行ったり、立川の児童館、あとは白梅さんはまだ行っていないのですが、サレジオ学園の子育てひろばみたいなどころに見学をさせていただき情報収集を行っております。

会 長：他市の情報も発信するというのは特に壁があるわけではないということですか



ね。ありがとうございます。

委員：相談中心というよりは、情報を持っている人ですよというすみ分けが伝わるといいかなと思いました。

会長：ありがとうございます。そろそろ時間もいい時間帯になってきましたが、いかがでしょうか。委員、お願いします。

委員：度々申し訳ございません。相談方法に関して、その方の同意があるからその情報をほかのところにも、連携先にもスムーズに伝えられるという、その同意があるなしというところがとても大切だというお話で、確かにそのとおりに思うのですけれども、命には関わらないけど、例えば「あなたには話すけれども、この話そのほかには伝えないでね」と言いながらも、その「伝えないでね」の先に実はすごく関わらないといけないような状況というのがあることがございます。たとえの中に入れてしまうと申し訳ないのですけれども、健康推進課などで健診を受けましたと。そのときにあまりいい印象ではなかったけれども、親子ひろばや子育て応援パートナーさんにそのことをお伝えされて、「でも、次に来月健診があるんだよね。でも健診に本当は行きたくないんだよね」みたいな、そういうような方は、行政としてやはりつながって見ていくということが実は本当に必要な方だったりするのですけど、ご本人はそこに伝えてほしくないという希望があったりする。だけれども、こちらとしてはその希望を踏まえて、次に嫌な思いをしないように、同意はないけれども情報としてお伝えして、「この方がこういうふうに思っています。なので次に配慮をお願いします」みたいな情報のやり取りというのはとても大切かなと思うので、その辺のところスムーズにできるような。同意のあるなしもとても大切なのですけれども、同意がないけれどもこのケースは必要だという場合の情報のやり取りというところも、システムの中にもう少ししっかりと組み込まれるといいかなと思います。

今の現状ですと、次早めにもう健診があつてとかというところではできるようには少し子育て応援パートナーさんを介してなっているように思うのですけれども、それだけのケースでもないこともあるので、意外と同意が得られないほうが要支援だったりすることもあるなというところで、その辺のケースというのも想定していただければなと思います。

会長：事務局が発言したいオーラを前面に出しておりますので、どうぞお願いします。

事務局：何度も申し訳ありません。委員がおっしゃったように例えば同意がなくても情報共有が必要だというところが、3地区の拠点、親子ひろばの会議の中で「これはほかの機関とつなげたほうがいいでしょう」とか、「3地区で共有してやっていきましょう」というような支援方針を決定する場がここになっております。補足説明でございます。

会長：29の③の連絡会で認識してつなげていくということも実際にはあり得るとい

うところですかね。では、その辺は実態に応じて壁が強固にあるというよりも、それなりの判断でやられているというところかなと。

委員：その際、会議の頻度によってはちょっとタイムラグがかなり発生することもあるかなというところで、そこも含めて。

会 長：ありがとうございます。次の会議を待っていたらその関わりが既に発生し終わっていたということがないようにということですかね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。ご発言したいという方。委員、お願いします。

委員：資料 27 の先ほど来挙がっていました相談件数の数字、子育て応援パートナーの方 1 名ないし 2 名の方が全ての相談に個別にということでない、コーディネーターとしてでもやはり年間 100 件、継続のケースも含めて 100 件のケースについて、お一人で、あのケースはこう、このケースはこうというふうに対応をされる、対応を考えるのは非常に重いお仕事ではないかなと思いました。その辺りのところは相互に協力し合うとか、あるいは何か気持ちも、自治体の処理する量が軽くなるような部分はあるのでしょうかということがお聞きしたいです。

会 長：相談件数等それなりにあると。それがまるっと子育て応援パートナーの業務負担としてのしかかっているのか。あるいはどこかで吸収できる仕組みがあるのかという趣旨かなと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

事務局：先ほどよりお話ししておりますとおり、要保護児童対策地域協議会ケースですか子育て世代包括支援センターと一緒に連携しながらケースを見守っていますので、子育て応援パートナー個人だけが抱えているということはないかとは思っております。

会 長：継続ケース、あるいは困難ケースについてはそれなりの機関にしっかりつないで、子育て応援パートナーが責任者とならないというか、1 人で抱え込まないという対応をしているというところですが、100 件ですよ。年 100 件というのはやはり重い数字かなとは思いますが。

事務局：延べ件数になりますので、実ではないです。

会 長：実ではないのですね。

会 長：そのほか連絡会等で、お互いに交流あるいはサポートし合うところかなと思います。

委員：子育て応援パートナーの方自身は、負担感とかはどれくらい思っているのかわかるのですか。数字で見ると多いよねというのはいろいろ出ているのですけれども、振れていれば多分そうではないよねとなるし、でも振り切れないものもあるから本当は人数を増やしてほしいのですとか、そこは予算の話になると思うのですけれども。多分その感触と、その辺で現場というか親子ひろばとの意識の差とかも、子育て応援パートナーさん自身のお答えを聞きたいなという

気もします。

会 長：事務局として、何か子育て応援パートナーさんから負担感のようなものがあるのかどうかというのは。

事務局：そうですね。我々が何と答えたらよいのかというところもありますが、始まった当初に比べれば子育て応援パートナーの役割というのがどんどん多くなってきていますので、事業を開始した当初よりは負担が多くなってきていると考えております。

会 長：事業が認知されて、相談件数、あるいは抱える件数が増えていけば、それなりの重度ケースも必然的に増えていくと。絶対数が増えていくというよりも相対的な関係で増えていくとは思いますが、その負担感。業務自体の負担感もあるし、ケースの重さというのもあるし、実務上の負担というのも増えてくるのかなとは思いますが。それをこの場で直接伺えないというのがなかなか残念なところではあります。事務局としてもその負担は増えていると、減ってはいないという認識ではあるようです。

委員：可能でしたら次回までに何かあると。参考になるかちょっと。可能な範囲でというところで。話題としてはできているかなと。

会 長：ありがとうございます。どの辺に負担感があるというか、困難感があるのかというのを直接、あるいは概要でもいいので伺う機会があれば、次回にも資料としてお出しただければと思います。やはり前回もそうでしたけれども、直接ご参加いただけないということなので、当事者の方々の意向が伺える機会があればぜひご尽力いただければと思います。

それでは定刻まで残り 10 分になりましたが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、今日の審議はここで一旦終わらせていただきたいと思います。

それでは、議題 4 「その他」でございますが、事務局よりお願いいたします。

事務局：事務局の子育て相談室長の坂本です。議論ありがとうございます。私からは令和 3 年 9 月に頂きました答申に対する取組状況についてご報告させていただきます。

まず今、大きく分けて 6 項目ありまして、今現在も検討中ですが、その 1 つ、相談窓口に関する取組についての広報の取組のところで、ホームページに対するご意見を協議会の中で頂きました。協議会のご意見を踏まえまして、ホームページの修正が完了いたしましたので、委員の皆様におかれましては既に御覧いただいている方もいらっしゃるかと思いますが、ホームページを時間があるときにご確認いただけたらと思います。またその上で、何かもう少しこうしたいほうがいいとかご意見がありましたら、ぜひ、個別にでもこちらの子ども家庭支援センターにお知らせいただけたらと思いますのでよろしくお

願いたします。

その他、まだまだ今年度検討していかなければいけないものがございます。例えば、総合相談窓口において相談できる環境が求められるというところもございます。開館時間とか日曜日の開館などいろいろご意見を頂いておりますけれども、今年度の方針につきましては、まずはツールのほうを検討していこうかなと思っています。今現在ホームページでもFAQシステムという、Q&Aシステムがございまして、ホームページ上でご相談・質問ができるところがございます。実際にあまり件数は多くはないのですが、総合相談のご相談も頂いておりますし、様々なほかの事業についてのご質問も頂いております。例えばこういった既存のツールをより活用して、もっと周知していったほうがいいのかどうかとか、もっと別なものを用意したほうがいいのか、こういったものも今年度検討していきたいなと考えてございます。

あと、相談のハードルを下げるための取組ということで、提言の中ではフローチャートの作成などもご提言頂きました。これに関しましては、庁内の関係部署とも調整が必要となっております。こういったものと庁内の関係部署とも連携しながら、今年度取り組んでいきたいなと考えてございます。

あと、小中高生への対応についてというところでも様々なご提言を頂いておりますけれども、まずは意見箱とかについては、意見箱の設置などやアンケートなどもご提言頂いておりますけれども、ここもやはりちょっと庁内の関係部署などに一旦調査をしまして、学校、児童館とかそういったものが今既存でどういったものが行われているのか。例えば学校であれば、学校の中でもアンケートをとったりもしておりますので、あとは児童館のほうでもそういったアンケートなどがあります。そういった既存のものとはどういうふうにやっていくのかといったものも、関係部署と調整をしながら少し検討していきたいなと思っております。

また、チャットを活用した相談というところで提言もありました。こういったところというのも、今現在東京都のほうではLINE相談というのがあります。今、小中学生には「子ども専用相談電話」の広報ツールで「こそでんカード」というものをお配りしておりますけれども、そこにも一応LINE相談のご案内もさせていただいておりますけど、本市として受けられるそういったチャット相談というのも、他市の取組とかも研究しながらちょっと研究をしていきたいなと思っております。

また、引き続き検討状況とかにつきましてはこういった時間があるときにご報告させていただきたいと思っております。

取りあえずご報告は以上となります。ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。意見箱については、直に関係しないというか、日常的な関わりではないところにつながっていくようなところも1つの趣旨であった

かなと思いますので、庁内の調整が終わったらぜひご検討いただきたいところではございます。そのほかにもいろいろ検討を進めていただいているようでありがとうございます。

それでは次に、次回の日程を事務局からスケジュールをお願いします。

以降、次回日程調整

次回、8月27日（土）10時から12時

会 長：ありがとうございます。委員も大丈夫ですか。ありがとうございます。では、8月27日の10時から12時ということで次回ご予約いただきたいと思います。次回については、新規の資料としては、今日特に予定を頂かないということで、応援パートナーさんのご意向が伺えればぜひそこを出していただきたいというところであったかなと思います。事務局、そのほかいかがでしょうか。

事務局：大丈夫です。

会 長：ありがとうございます。本日の議題はこれにて全て終わりました。ちょうど12時でございます。お昼にはちょうどいい時間帯でございます。ありがとうございます。また次回もお願いいたします。

——了——